

2019年9月総括質問(10月2日)に関する質疑

松谷 清議員

1. 市長の政治姿勢

(1) 市民 対話、住民投票等について

① 市長は初日に大村議員に「反対があったとしても“正しかった”と言われることを確信」、風間議員には、「三期目に成し遂げる決意」と力強く答弁しました。この決意で、清水新庁舎建設に反対する住民グループ8団体を説得すればいいわけですが、一方で「賛成する人とだけ面会する」と受け取られる弱気な発言もしています。丁寧な説明をしていくと述べた立場からその真意について伺います。

<企画局長答弁>

これまで、新清水庁舎をはじめとする清水のまちづくりに関しては、市長ミーティング室などを活用し、市長自ら様々な団体と対話を重ねてきたほか、当該8団体を含め、建設地近隣の自治会長などの事業に関心を持たれている市民の皆さんに対して、随時説明や意見交換によりコミュニケーションを図り、事業の内容に理解を求めてきた。

清水のまちづくり、そして、清水のまちを再生していきたいという想いを市民の皆さんと共有しながら、建設的な議論をしたいと考えている。引き続き、多くの市民の皆さんにご理解いただけるよう、適切な対応と説明に努める。

② 更に住民グループから求められた住民投票の実施に市長が発議しない理由の一つは、「多額な費用もかかる」をあげています。自治基本条例、市民参画条例において定められた市政における住民投票制度の役割についてはどのような認識をされているのか。

<企画局長答弁>

「静岡市自治基本条例」及び「静岡市市民参画の推進に関する条例」における住民投票の役割について、住民投票は間接民主主義制度を補完し、住民の総意を的確に把握するための制度であるとの認識のもと、「静岡市自治基本条例」第25条において、「市政の特に重要な事項について、広く住民の総意を把握するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。」と規定している。

一方で、市長が発議して行う住民投票につきましては、(風間議員に答弁したとおり)市長がマニフェストを踏まえた選挙において信任を受けたこと、様々な機会を通じて対話や情報発信を行っていること、住民投票の実施には多額の経費を要すること、以上の3点を総合的に勘案し実施しないと判断した。

(2) 市民対話、住民投票等について

自らの発言に答弁していただけない、言わずもがな、残念です。

③ 住民投票とは住民の自己決定権の制度化です。その意味で、勿論住民投票条例が議会で可決される必要がありますが、テーマが清水庁舎のため、投票資格者を清水区民に限定する条例案は可能か。

<企画局長答弁>

住民投票の目的や方法については、個別に制定する住民投票条例にて、規定することになっている。

投票資格者を限定した条例案の提出自体は可能であるが、「広く住民の総意を把握するため」という、住民投票の趣旨に沿ったものであるかを含め、議会において十分に審議されるべきものであると考えている。

④ 市民参画条例施行規則では、署名収集期間は1ヶ月以内となっていますが、県、指定都市について既に改正された地方自治法施行令に合わせ、二ヶ月以内に改正する考えはないのか。

<企画局長答弁>

同規則における住民投票の実施請求に関する署名収集期間は、平成19年に規則を制定した当時の「地方自治法施行令」との整合を図り、これを1か月以内としている。

その後、「地方自治法施行令」が改正され、指定都市における署名収集期間が2か月以内へと延長されていることから、その改正の趣旨や、他の指定都市の状況を踏まえ、規則改正も選択肢の一つであると認識している。

なお、現時点においても、「地方自治法」を根拠に、署名収集期間を2か月以内とする住民投票の実施請求は可能であります。

⑤ 市長は対話も行わず、住民投票も発議しないなら代替措置としてシンクタンク「構想日本」を軸に全国で注目される「無作為抽出住民協議会」を設置するという考えはもてないのか、伺います

<企画局長答弁>

住民協議会とは、住民基本台帳や選挙人名簿から無作為に選ばれた住民が、まちの課題などを議論する任意の取組みだと認識している。新清水庁舎建設事業を含む清水のまちづくりについては、平成29年に清水まちなかタウンミーティングを開催し、多くの市民の皆さんにご参加いただき、説明や意見聴取をしてきた。

さらに、平成29年度に、市民アンケート調査を実施したほか、基本構想、基本計画の策定に当たっては、パブリックコメントを実施し、様々な意見をいただいた。

以上のとおり、これまで様々な手法で住民意見を聴取し、庁舎の計画に反映しながら進めてきたため、住民協議会を設置する予定はない。

(2) 海洋文化施設にについて

① 海洋文化施設に係る情報公開について

ア. この情報公開請求に対して検討途中のものとして非公開だったものが開示になったわけですがなぜ公開されることになったのか。

<海洋文化都市推進本部長答弁>

本年9月3日付けの新聞報道にもあったとおり、一部公開しても支障がない情報を非公開としてしまう対応があった。

また、公開する情報であるか、非公開とする情報であるかは、その判断を行う時期により異なる場合もあり、今回のように一旦非公開とした情報であっても、時間の経過により公開できる情報に変わることがある。

今回の海洋文化施設に係る情報公開につきましては、見直しを行った時点において、その両面から改めて判断し、事業規模などの資料について公開できる部分は公開とした。

イ. 今回の情報公開請求への対応について、情報公開を所管する総務局はどのように評価しているのか。

<海洋文化都市推進本部長答弁>

静岡市情報公開条例においては、情報公開請求があったときは、非公開とすべき情報を除き、公開しなければならないと定められている。検討の過程にある情報については、静岡市情報公開条例において非公開とすべきものとしている「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する可能性がある。

しかしながら、単に「審議、検討又は協議に関する情報」であることをもって非公開にできる訳ではなく、情報を公開した場合に、意思決定の中立性が不当に損なわれたり、市民の皆さんの混乱を招くなどの影響が生じる情報だけを非公開にすることができる。

今回の情報公開請求の対応では、このような影響を生じさせることのない情報についても非公開としたところがあり、適切でない取扱いがあった。

今回のことを重く受け止め、情報公開請求に関する取扱いについて、局長会議において周知するとともに、全課宛てに通知したところですが、引き続き適切な対応がなされるよう取り組んでいく。

公文書は原則公開ですが、今回、検討情報との理由のみをもって非公開とされてきました。総務局からは一部に適切でない取扱いがあったと評価されていますが、中日新聞社の情報公開請求に隠さなくていい情報を隠した、その対応に基本姿勢の後退を感じます。一転して公開となった関係文書は1)2016年基本構想段階の三菱総研案、2)2018年12月17日段階のパシフィック案、3)12月18日の静岡市の修正案で、4)2月6日経営会議資料で、事業コストの具体的な数値がはじめて明らかにされ、9議案提出に至るまでの事業コストの激しい揺れ動きを知ることになりました。議会含めて事業規模240億は衝撃でしたし、情報公開は市民参加の大前提です。

②事業コスト算定経過

公開された2018年12月重要政策検討会議議事録には財政局長からパブコメ資料に事業費を記載すべきと再三の意見が述べられています。示さなかったのは何故なのか。

<海洋文化都市推進本部長答弁>

平成30年12月22日から翌年1月22日まで実施した本施設の基本計画策定に関する、パブリックコメントでは「施設のテーマ、展示計画、活動計画」などについて、市民の皆さんのご意見を伺った。

議員ご指摘のとおり、本施設の事業費の推計については、平成29年度の基本構想策定時点から本9月議会上程に至るまで、各時点における検討内容を反映して試算してきた。

昨年12月の基本計画に関するパブリックコメント実施時点においても、推計値は存在していましたが、事業者等へのヒアリングを経ておらず、精査されていない状態のため公表は差し控えた。

③公開された4案と補正提案をもとに質問します。

ア. PFIの事業期間が33年から18年となったのはなぜか。

イ. 15年間換算で事業総額が272億～168億余と揺れ動くのは入館料収入が150億余～72億余に変動したことの反映とのことだが何故、入館料収入は減少傾向に推移したのか。

ウ. 運営費における市負担も激しく揺れ動き15年間換算で運営費は、95億～154億と動き、市負担もゼロ～68億とあまりにも激しい揺れ動きです。増加したのはなぜか。

<海洋文化都市推進本部長答弁>

具体的な揺れ動きについての、3点の質問について、当初の想定は、民間事業者の運営ノウハウを十分に活用できる事業期間を長期33年間に設定していた。

しかし、本施設は、最新のデジタル展示技術の導入を含め、施設の魅力向上を図るため、その時代に応じた大規模更新などが想定されること、他に例の無い施設であるため入館者数の推計が難しいことなど、将来的な不確定要素を民間事業者が負える期間を鑑み、事業期間を当初の設定より短い18年間とした。

次に、入館者数、入館料等収入が減少傾向に推移した理由ですが、当初は、「運営独立採算」を目指していたこともあり、アミューズメントによる集客をメインとした、民間事業者が運営する比較的規模が大きい水族館を類似施設として選び、入館者モデルを構築したため収入を大きく見込んでいた。

その後、教育・研究といったテーマを併せ持つ施設であることを反映するため、「公設文化型施設」と言われる比較的規模が小さめで、特定のテーマを展示するような施設を類似施設として選び、市場調査の状況なども加味して、入館者数モデルを見直したことにより、現在の入館者数、入館料見込みとなった。

最後に、市負担額が増加している理由ですが、事業費推計が進む中で、教育・研究といった公が担うべきテーマを展開するために、「魚などの展示だけでなく海洋・地球の研究を展示するための整備費」や「体験プログラムの充実のための人件費や運営費」などを見直し、併せて先に述べた入館料等収入の見込みを精査した結果によるものである。

このように、事業規模の揺れ動きは、過去からの「施設のテーマ、展示計画、活動計画」などの検討の過程であり、精査を重ねた結果、現在9月議会に上程している事業規模が、国際海洋文化都市のシンボルとして本施設が事業展開していくために必要な事業規模と考える。

④ 事業コストの算定経過

パブコメで事業規模示せなかったのは、あまりの多額な事業規模や静岡市負担の大きさを知られなかった、また一連の事業規模、入館料収入、運営費、市負担の激しい揺れ動きは、コンセプトの不鮮明さと議論の未成熟さが原因ではないか。こうした経過を考えれば、規模縮小を含む事業の再検討をすべきではないか。

<海洋文化都市推進本部長答弁>

現在、事業者公募の前段として、実施方針と要求水準書(案)を公表しており、施設規模を9,500㎡程度と規定している。

この施設規模は、当初の基本構想では本施設の目的や機能の達成のために必要な規模を、類似施設等を踏まえ10,000㎡程度とした。

その後、基本計画の策定から要求水準書(案)の公表に至るまでに、展示テーマ、展示計画を踏まえ、必要と考えられる諸室の広さや設備の規模を想定し、展示エリア3,400㎡、教育普及・研究連携エリア900㎡など、諸室ごとに精査した結果、施設全体として9,500㎡程度が必要であると算出したものである。

⑤ VFMが14.5%ということですが、海洋教育の分野を取入れたことにより運営費における市負担はゼロ~68億へと大幅に増大しました。事業者の利益額は14億~4億に縮小。監査委員から東海大学やJAMSTECの関与も生煮えと意見されています。PFI事業によるメリットがあるのかはなはだ疑問です。直営の再検討をしてもいいのではないかと。

<海洋文化都市推進本部長答弁>

議員が指摘のVFM14.5%は、PPP導入可能性調査における昨年度末時点の試算で、市が自ら実施する従来方式と比較して、PFI事業として実施した場合の方が、建設費や管理運営費などにおいて効率的に実施可能であると定量的評価として算定されたものである。

総務省のPFI事例研究報告書においては、VFM10%以上を事例検討の対象施設としていることから、VFM14.5%は決して小さいものではなく、PFI方式を採用した大きな理由の一つ。

また、先に述べたPPP導入可能性調査においては、定量的評価だけでなく、定性的評価として「建設・運営の一括発注による運営を見据えた施設設備が可能となること」、「長期契約による運営ノウハウの蓄積によりサービス向上とコスト削減が可能となること」などのメリットがあることから、PFI方式を採用することとした。

このように、本施設はPFI事業により、効率的な運営とサービス向上が期待できる施設であると同時に、必要な市負担をしながら海洋教育・研究といった公が担うべきテーマの充実も併せて図っていきたいと考えている。